

## 第4回教育委員会会議録

日 時	平成 26 年 3 月 25 日 開会 15 : 30～閉会 17 : 30
会 場	教育長室
出 席 者	山 田 律 子 委員長 佐々木 義 朗 委員 阿 部 弓 枝 委員 明 石 光 正 委員 宮 崎 肇 教育長
参 与	西 本 隆 史 教育部長 島 倉 弘 行 教育部次長 黒 川 淳 司 教育部次長 (学校指導担当) 小 田 賢 一 企画総務課長 島 津 一 久 学校教育課長 小 田 誠 青少年課長 加 賀 屋 勝 生涯学習課長 窪 田 聡 スポーツ課長 三戸部 利 夫 文化施設課長
書 記	堀田 企画総務課総務係長
議題及び 議事の概要	別紙のとおり

## 議題及び会議の概要

委員長	<p>ただ今から、平成 26 年第 4 回教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>追加議案の件ですが、教職員の処分内申についてを議案第 10 号として追加いたします。</p> <p>議案第 1 号の教育委員会職員の任免について及び議案第 10 号の教職員の処分内申については、個人情報が含まれますので、秘密会といたします。</p> <p>議案の追加の件、秘密会の件についてよろしいでしょうか。</p>
委員	一同了承
委員長	それでは、会議録の承認をお願いいたします。
総務係長	<p>前回、3 月 11 日に開催されました第 3 回教育委員会会議は議案が 1 件、議案第 1 号教職員の異動内申について、原案通り議決されております。</p> <p>以上であります。</p>
委員長	会議録承認の件よろしいでしょうか。
委員	一同了承
委員長	<p>それでは、教育長から報告をお願いいたします。</p> <p>3 月 14 日の定例校長会の内容です。</p> <p>1 点目は、平成 26 年度千歳市教育行政執行方針であり、これについては既に各学校に配布をしております。</p> <p>新たに策定した千歳市学校教育基本計画に基づいたものとなっており、執行方針に基づいて積極的に取り組んでいただいきたいとお話しております。</p> <p>2 点目は、体罰に関する調査票回収状況ということで、3 月 4 日現在の速報値なのですが、回収率は前回は全て下回っております。</p> <p>この段階では、体罰があったとの回答はございません。</p> <p>ただし、前回同様、教師による言葉の暴力など精神的苦痛を受けたという意見が多数あったことから、これについて指導を徹底いただきたいとの指示をいたしました。</p> <p>3 点目は、引き継ぎをきちんとしていただきたいということ。</p> <p>4 点目は、第 1 回定例市議会における代表質問の内容についてお話をいたしました。</p> <p>以上であります。</p>

委員長	<p>それでは、議案第1号の説明をお願いいたします。</p> <p>(秘密会：原案可決)</p>
委員長	<p>次に、議案第2号の説明をお願いいたします。</p>
企画総務課長	<p>議案第2号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するため、本案を提出するものであります。</p> <p>この点検及び評価につきましては、市で実施しております事務事業評価と外部評価であります市民行政アセスを活用して実施しているところであります。後者につきましては、教育分野から3つの施策を対象としており、26年度は、学校教育分野から、「学校を支える組織の充実」、生涯学習・社会教育分野から、「市民活動の活性化とネットワーク体制の充実」、文化財・スポーツ・青少年育成分野から、「青少年の非行防止」を選定し、外部評価によって点検評価を実施しようとするものであります。</p> <p>参考までに、昨年、外部評価を行った3施策につきましては、10月に教育委員会会議に報告しておりますが、すべての項目について、外部評価委員から拡充すべきとの評価をいただいております。</p> <p>今後のスケジュールにつきましては、事務事業評価では、自己評価を6月中旬、二次評価を8月下旬、評価結果の公表を10月上旬に予定しており、また、市民行政アセスである外部評価では、自己評価を5月下旬、二次評価を6月中旬、市民評価会議のヒアリングを6月下旬から8月上旬まで、評価結果の公表は9月に予定しております。</p> <p>以上であります。</p>
委員長	<p>この件についてご質問等ございますか。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>一同了承（原案可決）</p>
委員長	<p>次に、議案第3号の説明をお願いいたします。</p>
企画総務課長	<p>議案第3号、千歳市教職員住宅管理規則の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります。千歳市長の権限に属する事務の委任により、千歳市立学校教職員住宅の管理に関する事務を教育委員会が所管することに伴</p>

	<p>い、教育委員会規則において教職員住宅の管理について必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。</p> <p>この教職員住宅につきましては、財産分類上、普通財産ということで市長が管理することとなっております。しかしながら、現在、教育委員会では入居者選考と貸付料の収納のみを行っており、今回貸付料の改定なども含めまして教職員住宅に関するすべてを教育委員会が管理するために規則を見直しまして、管理を教育委員会に委任するといったことから、独自に規則を教育委員会で制定することとしたものであります。</p> <p>規則では、入居者選考、入退去手続、貸付料、入居者の責任などを定めておりまして、貸付料につきましては、現在の規則の算定方法が実態にそぐわないといったことから、経過年数に応じた貸付料となるよう北海道職員の住宅料の算定基準を準用することとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	この件についてご質問等ございますか。よろしいでしょうか。
委員	一同了承（原案可決）
委員長	次に、議案第4号の説明をお願いいたします。
企画総務課長	<p>議案第4号、千歳市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります。平成26年4月1日付行政組織の改正に伴い、千歳市教育委員会行政組織規則、千歳市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則、千歳市教育委員会事務委任等規則及び千歳市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正するため、本案を提出するものであります。</p> <p>本規則は、第1条から第4条までで4つの規則を一度に改正する方式をとっております。</p> <p>～ 新旧対照表により改正内容を説明 ～</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	議案第4号につきましてよろしいでしょうか。
委員	一同了承（原案可決）
委員長	次に、議案第5号の説明をお願いいたします。

スポーツ課長	<p>議案第 5 号、千歳市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります。千歳市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行によりスポーツに関する事務を市長の権限に移管することに伴い、当該事務に関する教育委員会規則を廃止するため本案を提出するものであります。</p> <p>廃止する規則につきましては、千歳市スポーツ推進委員規則、千歳市スポーツセンター条例施行規則、千歳市市民スキー場設置条例施行規則、千歳市体育施設設置条例施行規則、千歳市開基記念総合武道館条例施行規則及び千歳市温水プール条例施行規則であります。</p> <p>施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日であります。</p> <p>これらの廃止する規則は、新たに市の規則で制定することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	ご質問はございますか。よろしいでしょうか。
委員	一同了承（原案可決）
委員長	次に、議案第 6 号の説明をお願いいたします。
学校教育課長	<p>議案第 6 号、千歳市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります。平成 26 年度から千歳中学校において難聴学級を開設することに伴い、千歳市立学校管理規則第 27 条に規定する指導要録の様式を改めるため、本案を提出するものであります。</p> <p>～ 新旧対照表により改正内容を説明 ～</p> <p>この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行いたします。</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p>
委員長	難聴学級の開設ということは、それに見合う先生が配置になるということでしょうか。
学校教育課長	特別支援の担当教諭が配置されます。
委員長	ほかにご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。
委員	一同了承（原案可決）

委員長	次に、議案第7号の説明をお願いいたします。
文化施設課長	<p>議案第7号、千歳市民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります。市民文化センターの大ホール及び中ホールの音響・照明設備の更新に伴い、新たに設置する附属設備等の使用料に関する規定を改正するため、本案を提出するものであります。</p> <p>市民文化センターの大ホール及び中ホールの音響照明設備の更新に伴い、新設の付属設備の使用料を設定するものです。</p> <p>算定方法につきましては、市民文化センターと同等規模のホールを有する道内11市の施設における使用料の平均値と市民文化センターにおいて当該設備と同等の演出効果を持つ設備の使用料のうち、安価な方を使用料として設定するものです。</p> <p>～ 新旧対照表により改正内容を説明 ～</p> <p>この規則は平成26年4月1日から施行いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	議案第7号につきましてよろしいでしょうか。
委員	一同了承（原案可決）
委員長	次に、議案第8号の説明をお願いいたします。
文化施設課長	<p>議案第8号、千歳市子どもの読書活動推進計画についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります。子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、千歳市における子どもの読書活動の推進に関する基本目標や推進方向、施策の概要などを示した千歳市子どもの読書活動推進計画を策定するため、本案を提出するものであります。</p> <p>本計画は当市が平成17年11月に策定しました千歳市子どもの読書活動推進計画を継続することを基本といたしまして、平成25年度に国や道が策定しました第3次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画などと整合性を図りまして策定したものであります。</p> <p>～ 資料により概要説明 ～</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	読書計画についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員	一同了承（原案可決）
委員長	次に、議案第9号の説明をお願いいたします。
青少年課長	<p>議案第9号、千歳市いじめ防止基本方針についてご説明申し上げます。提案理由であります。平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」の趣旨及び国が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「千歳市いじめ防止基本方針」を策定するため、本案を提出するものであります。</p> <p>はじめに、今回策定する基本方針の趣旨及び背景についてであります。いじめの問題に対する取組は、これまでも、学校と連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んできましたが、全国的には近年、いじめを背景事情とした痛ましい事件が起きるなど、大きな社会問題となっております。</p> <p>いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であるとして、社会総がかりで対策を進めるため、平成25年6月に、いじめ防止対策推進法が成立し、これに伴い、文部科学省はいじめの防止等のための基本的な方針を昨年10月に策定したところであります。</p> <p>また、同法では、国のほか、地方公共団体及び学校においても、国が定める基本方針を参酌し、地域や学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求めており、これを受け、策定するものであります。</p> <p>本基本方針は、大きく4つの柱で構成しております。</p> <p>1つ目のいじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項では、基本理念や、いじめの定義、基本的な考え方など、</p> <p>2つ目のいじめの防止等のために市が実施する施策では、基本方針の策定と組織の設置や、教育委員会が取り組む主な施策</p> <p>3つ目のいじめの防止等のために学校が実施すべき施策では、学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置、学校におけるいじめの防止等に関する取組</p> <p>4つ目の重大事態への対処」では、重大事態の意味、教育委員会による調査、市長による再調査、対応の流れなどを掲載しております。</p> <p>次に、それぞれの内容について御説明いたします。</p> <p>基本方針案の1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項についてであります。基本理念として、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。いじめが、許されない行為であることについて、児童生徒の理解を深めること。いじめを受けた児童生徒を保</p>

護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを基本理念として掲げ、かけがえない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に取り組んでいくこととしております。

次に、いじめの定義として、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、いじめとは、児童等に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、としております。

次に、基本的な考え方として、本市においては、いじめは人間として絶対に許されないという確固たる認識と毅然とした態度で取り組むとともに、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものという共通認識の下、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものとしております。

未然防止としては、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うこと。全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組むこと など。

早期発見としては、いじめは早期に発見することで、早期解消につながることや、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が発するサインを見逃さず、積極的にいじめを認知すること。定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、いじめについて相談しやすい体制を整えることなど。

早期対応としては、いじめを受けた、又は知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童等に対して事情を確認した上で、適切な対応を、迅速かつ組織的に行うこと。教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておき、組織的に対応する体制を事前に整備しておくことなど。

学校、家庭、地域、関係機関の連携としては、地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域、関係機関との連携を図ることや、情報共有体制を構築しておくことなどを基本的な考え方として示しております。

次に、基本方針案の2いじめの防止等のために市が実施する施策についてであります。いじめ防止基本方針の策定として、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、千歳市いじめ防止基本方針を策定し、市ホームページ等において公表するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、定期的に点検し、必要に応じて内容の見直しを行うこととしております。

また、組織の設置等についてであります。法律に基づくいじめ問題対策連絡協議会については、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的とした組織であることから、目的が同様である千歳市いじめ不登校等対策会議をもってこれに充てることとし、構成員には新たに警察の方を含めることとしております。

法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関については、本基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を、実効的に行うようにするため、教育委員会に新たに附属機関を設置し、必要に応じて調査を行うほか、第三者機関として当事者間の関係調整を図ることとしており、早急に、設置に向けて取り組んでまいります。

また、この附属機関は、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織を兼ねるものとし、専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本として、公平性中立性を確保し、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行うこととしております。

重大事態の再調査を行う市長の附属機関等については、重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る対処又は同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について適切に再調査を行うこととしており、今後、市長部局と調整してまいります。

次に教育委員会が取り組む主な施策についてであります。未然防止としては、スクールカウンセラーや心の教室相談員の各学校への配置及び市内全域を対象とする教育相談の実施による相談体制の充実。児童生徒の自主的な企画運営による児童会生徒会活動などの取組の支援。人権教室、非行防止教室、いじめシンポジウムの開催。ハイパーQ U検査の活用。いじめ・不登校対策研修会の実施。情報モラル教育の充実など。

早期発見としては、北海道教育委員会が実施する年2回のいじめアンケート調査に加え、千歳市独自の調査を年2回以上実施するなど、定期的ないじめアンケート調査の実施。相談ボックスを新たに各学校に設置することなど。

早期対応としては、いじめの早期解消に向けた迅速な対応等に関する指導助言。スクールカウンセラーの派遣等の支援及び調査等の実施など学校との連携協力などを主な取組としております。

次に、基本方針案のいじめの防止等のために学校が実施すべき施策についてであります。学校いじめ防止基本方針の策定として、学校は、国及び市の基本方針を参考にして、いじめの防止等の取組についての基本的な方向や内容等を学校いじめ防止基本方針として定め、学校のホームページ等で公開するとともに、必要に応じて見直すこととしております。

また、学校における組織の設置として、学校は、仮称いじめ対策委員会を設置し、組織的に対応することとしており、当該組織は、学校が組織的に取

り組むに当たっての中核となる役割を担うものであり、組織の構成は校長が定めることとしております。

学校におけるいじめの防止等に関する取組についてであります。学校は、教育委員会と連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものとして、その基本的方向をそれぞれ示すとともに、今後、学校が策定する基本方針の参考となるよう、具体的な取組や対応、また、基本的な対応の流れなどを示しております。

取組の基本的方向としては、他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくこと。自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくること。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、いじめを積極的に認知すること。日頃から、家庭、地域と連携し、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つこと。定期的ないじめアンケート調査や教育相談を実施するなど、相談しやすい体制を整え、実態把握に取り組むこと。いじめが発生した際は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応することなどを示しており、さらに、この基本的方向を踏まえて、具体的な取組や対応、基本的な対応の流れなどを示しております。

次に、基本方針案の重大事態への対処についてであります。重大事態の意味としては、法を踏まえ、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき及び相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとしております。

次に、教育委員会による調査についてであります。先ほど、市が実施する施策として、組織の設置について御説明したとおり、法第14条第3項に規定する教育委員会に新たに設置する附属機関が、重大事態が発生した場合の調査組織を兼ね、その事態の対処及び今後の発生防止のため、事実関係を明確にするための調査を行うこと。被害児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、質問紙調査や聴き取り調査等を行うこと。児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査は、再発防止の観点から、遺族の気持ちに十分配慮し、背景調査を実施すること。調査の結果を受け、明らかになった事実関係や再発防止策について、適時適切な方法で保護者等に説明することなどとしております。

次に、調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置についてであります。調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、調査の結果について適切に再調査を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ず

	<p>ることとしております。</p> <p>次に、重大事故が起きたときの対応の流れとして、重大事故対応マニュアルを添付しております。</p> <p>このマニュアルは、平成 23 年に国が策定した子どもの自殺が起きたときの調査の指針を参考として作成したものでありますが、国は、今後、新たな指針を示すとのことでもありますことから、その際は必要に応じて見直してまいります。</p> <p>次に、学校いじめ防止基本方針案についてであります。先ほど、学校が実施すべき施策として御説明したとおり、学校は、国及び市の基本方針を参考にして学校いじめ防止基本方針を策定することとなりますが、この案は、市の基本方針に沿った形で作成したものであり、例えば、組織の名称や構成、取組の内容など、必ず各学校で定めるべきものについては、学校が策定する際のひな形となるよう工夫しており、また、アンケート用紙や調査のフロー、チェックシートなど、参考となる資料も加えて作成しております。</p> <p>今後、市の基本方針が決定次第、直ちに学校に周知し、夏休み前までに策定をお願いしたいと考えております。</p> <p>以上、議案第 9 号につきましてご説明いたしました。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	ご意見やご質問ございますか。
阿部委員	仮称いじめ対策委員会は常時あるものなのですか。それとも事案が発生した場合に設置するのですか。
青少年課長	仮称いじめ対策委員会は学校の組織であり常時の委員会です。
委員長	相談ボックスとありますが、これは誰が開くことになりますか。
青少年課長	これから学校と協議してまいります。現時点では各校の教頭先生を想定しております。
教育長	<p>教育委員会の附属機関となりますので、6月の第2回定例市議会に条例案を上程することとなります。</p> <p>したがって、4月中を目途に具体的な設置要綱等を策定し本教育委員会会議に諮ります。</p> <p>市長の再調査機関については市長部局と調整し同じく4月を目途に詳細をつめてまいりたいと考えております。</p>

委員長	議案第 9 号についてよろしいでしょうか。
委員	一同了承（原案可決）
委員長	次に、議案第 10 号の説明をお願いいたします。  （秘密会：原案可決）
委員長	報告第 1 号についてご説明願います。
生涯学習課長	報告第 1 号、千歳サケのふるさと館のリニューアルについてご説明申し上げます。 平成 25 年 2 月 25 日の教育委員会会議でご説明しました内容からの変更点を中心にご説明いたします。 ～資料により説明～ 現時点では、財団が中身を精査している段階でございますので確定の内容ではございません。 以上であります。
委員長	ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。